

<配食サービス事業の流れ>

1. 配食サービス利用申請書の受付（市高齢・障がい者元気支援課）
2. 利用者へ決定通知、配食事業者へ連絡（市高齢・障がい者元気支援課）
3. 調理および配達、キャンセル受付等（配食事業者）

配達時間 昼食 午前11時から午後0時30分頃

夕食 午後4時から午後6時頃

4. 月末以降の処理
 - (1) 配食事業者は翌月分の配食カレンダーを作成し、利用者に配布するとともに、市高齢・障がい者元気支援課に配食サービス実績書（月4回分のカラー写真・メニューを添付）および翌月分の配食サービス計画書を提出する。
 - (2) 配食事業者は、利用者に利用者負担金の額を通知し、利用者から利用者負担金を徴収し、市に納付する。
 - (3) 配食事業者は、配食サービスの委託料を市高齢・障がい者元気支援課に請求する。